

〔補助金等の交付〕

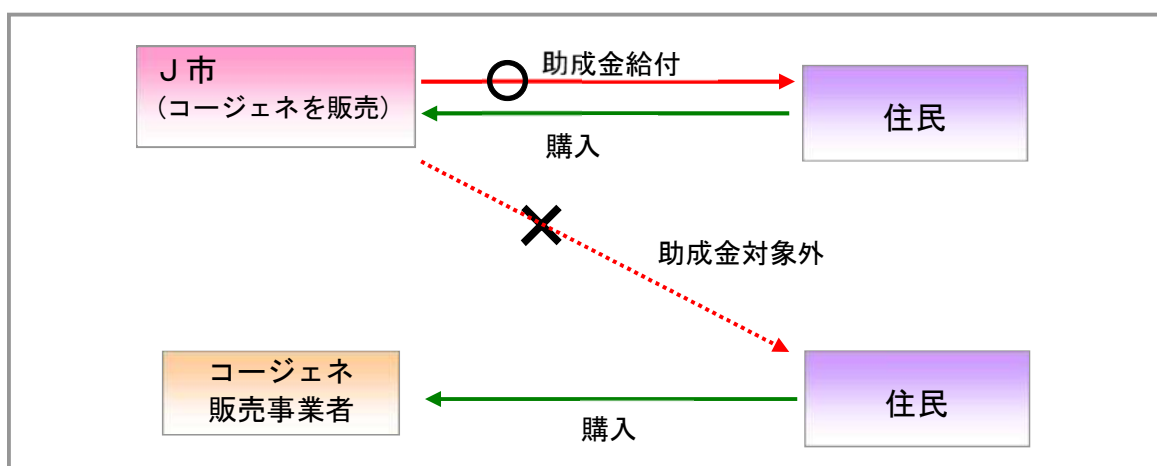
（環境対策②）

10 家庭用コージェネレーション²¹購入に係る助成制度について

一般ガス事業（いわゆる都市ガス事業）を営む市が、家庭用コージェネレーション（以下「コージェネ」という。）の普及・促進のため、市からコージェネを購入する住民に限ってコージェネ購入に係る助成金を支給することは、市が他のコージェネ販売事業者に比べて有利となり、市場における競争をゆがめるおそれがある。また、市の当該行為については、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれがあるかどうかも考慮する必要がある。

1 相談の要旨

J市は、都市ガス事業を営むとともに、都市ガス用のコージェネを販売している。J市において、都市ガス用のコージェネの販売は、J市以外の民間の事業者も行っている。このような状況の下、今般、J市は、地球温暖化対策の一環としてコージェネの普及・促進を図るため、コージェネを購入する一般消費者に対して助成金を支給することを検討しており、当該助成金の支給対象者をJ市からコージェネを購入する都市ガス利用者に限定したいと考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

²¹ ガスや石油等を燃料として、熱と電気とを同時に供給する熱・電併給システム。ガスエンジン等原動機を使い発電を行いながら、同時に発生する廃熱を給湯や暖房に利用するため、電気と熱を別々に生成するよりもエネルギー効率が良く、環境負荷が小さい。

- (1) 本件は、コージェネの普及・促進を図るため、コージェネを購入する住民に対して助成金を支給するものである。
- (2) 一般に、行政機関が助成金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのようにするかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該助成金の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、助成金の制度設計や運用の方法によって、特定の事業者が著しく有利又は著しく不利になる場合は、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービスの面で住民の不利益にもなりかねない。
- (3) J市は、本助成金の支給対象者をJ市からコージェネを購入する住民に限定することとしている。他方、J市においては、民間の事業者もコージェネの販売事業を営んでいる。

その上で、J市が、助成金の支給対象をJ市からコージェネを購入する住民に限定し、民間事業者から購入する者をその対象から除外する場合には、コージェネの販売に関して、J市が他のコージェネ販売業者に比べて有利となり、コージェネ販売市場における競争をゆがめるおそれがある。

- (4) また、J市はコージェネ販売事業を営んでいることから、当該事業に関しては独占禁止法上の「事業者」に当たる（独占禁止法第2条第1項）。

J市は、助成金の支給対象をJ市からコージェネを購入した住民に限定していることから、本件においては、J市は、コージェネを住民に対して、当該助成金の額を値引きした価格で販売しているとみるのが適当である。したがって、J市のコージェネ販売価格から助成金の額を差し引いた金額がJ市のコージェネの供給に要する費用を著しく下回っている場合には、J市の行為は、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれもあると考えられる（独占禁止法第2条第9項第3号、同第19条〔一般指定第6項〕）。

3 結論

コージェネ販売事業を営む市が、合理的な理由なく、市からコージェネを購入する住民に限って、コージェネ購入に係る助成金を支給することは、市が他のコージェネ販売業者に比べて有利となり、市場における競争をゆがめるおそれがある。また、市の当該行為については、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれがあるかどうかとも考慮する必要がある。